

令和5年5月25日開催

新庄市農業委員会第36回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄農業委員会総会（令和5年5月）議事録

1. 開催日時 令和5年5月25日（木）午前10時
2. 開催場所 新庄市民プラザ 小ホール
3. 出席委員（16名）

1番 浅沼 玲子	2番 笹 行也
3番 清水 哲夫	4番 間 真一
5番 田宮 成彦	7番 星川 豊
8番 五十嵐 成生	9番 佐藤 啓右
10番 齋藤 謙二	13番 高山 光弥
14番 森 良一	15番 星川 吉和
16番 下山 秀一	17番 星川 秀男
18番 佐藤 喜代志	19番 早坂 浩樹
4. 欠席した委員（3名）

6番 丹 茂	11番 指村 貞芳
12番 三原 康志	

5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名
日程第 2 議案第 136 号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 3 議案第 137 号 農用地利用集積計画について
日程第 4 議案第 138 号 農用地利用集積計画（一括方式）について
日程第 5 報告第 102 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第 6 報告第 103 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第 7 報告第 104 号 地目変更登記に係る法務局からの照会について

6. 出席した事務局職員

事務局長 叶内 敏彦 総務主査 鏡 彰広
主任 八鍬 貴征

7. 総会議長

浅沼 玲子

8. 会議の概要

○議長

それでは、これより令和5年度新庄市農業委員会第36回総会を開催いたします。議事に入る前に事務局より出席の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は16名です。欠席通告者は、6番丹茂委員、11番指村貞芳委員、12番三原康志委員の3名です。従いまして、現に在任する委員の出席者が過半数を上回っておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本第36回総会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは会長に議長をお願いいたします。

○議長

それではこれより議事に入ります。はじめに、日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に9番佐藤啓右委員と19番早坂浩樹委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の鏡彰広さんと八鍬貴征

さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

○議長

次に日程第2、議案第136号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。ここで、17番星川秀男委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法等に関する法律第31条の規定により退席いたします。

暫時休憩します。

(星川 秀男委員退席)

○議長

休憩を解いて再開します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第136号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区5件、稲舟地区1件、萩野地区4件、八向地区1件、計11件ご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○9番

新庄地区1番につきまして、5月19日に調査確認いたしました。同一世帯贈与につき問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区2番について調査報告をお願いします。

○9番

新庄地区2番につきまして、5月19日に調査確認いたしました。問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区3番について調査報告をお願いします。

○9番

新庄地区3番につきまして、5月19日に調査確認いたしました。問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区4番について調査報告をお願いします。

○9番

新庄地区4番につきまして、5月19日に調査確認いたしました。問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区5番について調査報告をお願いします。

○9番

新庄地区5番につきまして、5月19日に調査確認いたしました。問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○4番

稲舟地区1番につきまして、5月21日に調査確認いたしました。親子間の賃借権となります。双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区1番について調査報告をお願いします。

○10番

萩野地区1番につきまして、5月20日に調査確認いたしました。貸人と借人は親戚であり、それぞれ隣接している農地を交換することに双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区2番について調査報告をお願いします。

○10番

萩野地区2番につきまして、5月20日に調査確認いたしました。萩野地区1番関連で貸人と借人は親戚であり、交換することで作業効率を高めるため問題ないと判断いたしま

したので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、萩野地区3番について調査報告をお願いします。

○15番

萩野地区3番につきまして、5月19日に調査確認いたしました。以前より譲受人が耕作しており、譲渡人が施設に入居しているため家族に確認しました。貸料も双方合意しており問題ないと判断いたしましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、萩野地区4番について調査報告をお願いします。

○10番

萩野地区4番につきまして、5月20日に調査確認いたしました。同一世帯の贈与につき問題ないと判断いたしましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、八向地区1番について調査報告をお願いします。

○3番

八向地区1番につきまして、5月18日に調査確認いたしました。地域内での貸借権設定で問題ないと判断いたしましたので、宜しく申し上げます。

○議長

ご苦勞様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第136号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第136農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

ここで、退席委員の入場を認めます。

暫時休憩します。

(星川秀男委員入場・着席)

○議長

休憩を解いて再開いたします。

○議長

次に日程第3、議案第137号農用地利用集積計画についてを上程します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第137号農用地利用集積計画について、新庄地区2件、萩野地区7件、計9件ご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

それではこれより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のあった所有権移転7件、賃借権設定新規2件について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第137号農用地利用集積計画については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第137号農用地利用集積計画については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第4、議案第138号農用地利用集積計画（一括方式）についてを上程します

ここで、17番星川秀男委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法に関する法律第31条の規定により退席いたします。

暫時休憩します。

(星川秀男委員退席)

○議長

休憩を解いて再開いたします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第138号農用地利用集積計画(一括方式)について新庄地区2件、稲舟地区4件、計6件ご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

それではこれより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のあった賃借権設定、新規、6件について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第138号農用地利用集積計画(一括方式)については、原案の通り決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第138号農用地利用集積計画(一括方式)については、原案のとおり可決、決定されました。

ここで、退席委員の入場を認めます。

暫時休憩します。

(星川秀男委員入場・着席)

○議長

休憩を解いて再開いたします。

それでは報告案件に入ります。

日程第5、報告第102号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程し

ます。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

報告第102号農地法第3条の3第1項の規定による届出について萩野地区1件を議案書に基づきご報告申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの報告第102号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第102号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決、承認されました。

○議長

次に日程第6、報告第103号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程します。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第103号農地法第18条第6項の規定による通知について、新庄地区2件を議案書に基づきご報告申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの報告第103号農地法第18条第6項の規定による通知について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第103号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案のとおり可決、承認されました。

○議長

次に日程第7、報告第104号地目変更登記に係る法務局からの照会についてを上程します。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第104号地目変更登記に係る法務局からの照会について新庄地区1件、八向地区1件、計2件を議案書に基づきご報告申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの報告第104号地目変更登記に係る法務局からの照会について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第104号地目変更登記に係る法務局からの照会については、原案のとおり可決、承認されました。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

その他の件について何かございますか。

<「なし」という者あり>

○議長

ないようですので、これにて新庄市農業委員会第36回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

令和5年5月25日

新庄市農業委員会

議 長 浅 沼 玲 子

議事録署名委員 丹 茂

議事録署名委員 指 村 貞 芳